

まかせて安心!! 電気保安のパートナー

お客さまのための

〈第88号〉

電気と管理

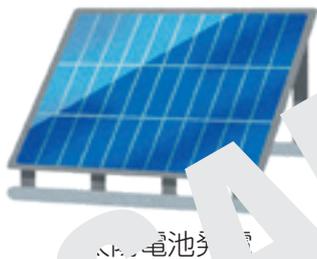
一般社団法人 東北電気管理技術者協会

1. 概要

電気工作物のうち事業用電気工作物は、①電気事業の用に供する電気工作物、②自家用電気工作物、③小規模事業用電気工作物 に分類されます。

2023年3月20日以降、それまで一部保安規制対象外であった小出力発電設備に適切な保安を確保するため、低圧で受電する需要設備に接続される出力10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備と出力20kW未満の風力発電設備を、新たな小規模事業用電気工作物と分類しました。(該当の発電設備が高圧や特別高圧受電設備に接続する場合は、小規模事業用電気工作物ではなく、自家用電気工作物に分類されます)

小規模事業用電気工作物を新たに設置したり、変更工事を行う場合は、届出の手続きが必要になります。新制度と義務について、その概要を解説します。



2. 新たな保安規制と届出・新制度

- 基礎情報届出義務 (自家用電気工作物に接続する場合は不要)
- 使用前自己確認届出義務
- 技術基準適合維持義務



太陽電池発電設備の保安規制の対応



風力発電設備の保安規制の対応

| 出力等条件 | 保安規制 | |
|----------------------|--|----------------------|
| | 事前規制 安全な設備の設置を担保する措置 | 事後規制 不適切事案等への対応措置 |
| 2,000kW以上 | 技術基準の適合 技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 【範囲拡大】 【届出・新設】 【基礎情報】 | 報告徴収 事故報告 立入検査 |
| 2,000kW未満 500kW以上 | | |
| 500kW未満 50kW以上 | | |
| 50kW未満 10kW以上 | | |
| 10kW未満 | | |

| 出力等条件 | 保安規制 | |
|-------------------|--|----------------------|
| | 事前規制 安全な設備の設置を担保する措置 | 事後規制 不適切事案等への対応措置 |
| 500kW以上 | 技術基準の適合 技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 【範囲拡大】 【届出・新設】 【基礎情報】 | 報告徴収 事故報告 立入検査 |
| 500kW未満 20kW以上 | | |
| 20kW未満 | | |
| | | |

事業用電気工作物 (2,000kW以上 ~ 500kW未満)

小規模事業用電気工作物 (500kW未満 ~ 10kW未満)

一般用電気工作物 (10kW未満)

【出典】 経済産業省 小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等についての特設サイトより引用

3. 基礎情報届出義務

小規模事業用電気工作物の設置者が行う基礎情報届出は、他の事業用電気工作物における電気主任技術者の選任や保安規程の作成の代替の位置付けです。

主な届出内容は、設置者の情報、設備の情報、保安体制の情報になります。

自家用電気工作物に接続する発電設備の場合、基礎情報届出は必要ありませんが、保安規程届出（又は変更届）が必要になります。

4. 使用前自己確認届出義務

使用前自己確認とは、発電設備を設置した際に稼働させる前に行う安全確認作業になります。主に構造物関連の項目と、電気関連の項目があります。

5. 技術基準適合維持義務

いままでも技術基準適合の規制はありましたが、新たに維持義務が追加されました。

これらの届出先は、経済産業省関東東北産業保安監督部となります。

不明な点に関しては、施工事業者や電気管理技術者にご相談下さい。

○使用前自己確認電気試験の実施状況例



負荷遮断試験



太陽光パネル耐圧試験（夜間）

*この制度に関しては、経済産業省関東東北産業保安監督部のHPに特設サイトがあります。

下記URL又は、QRコードを読み込んで内容をご確認下さい。

小規模発電設備等保安力向上総合支援事業：Users (shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp)

<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



【出典】経済産業省資料より引用